

2 テーマ②「簡易な金銭管理等を通じ、地域生活における意思決定を支援する取組」

(1) モデル事業参加自治体による報告

【八尾市健康福祉部 次長 岡本由美子 氏】

- ・主に判断能力の低下が比較的軽度な身寄りのない単身高齢者がターゲット。ケース調整中。
- ・意思決定サポーター（おもいのみまもり：見守り隊）は、月2回程度の訪問を通じて関係性の構築に努める。市民後見人バンク登録者・市民後見人〇B等を登録。担い手確保が課題。
- ・日常的な金銭管理サービス事業者（おかねのみまもり：金融機関）は、縮小傾向にある窓口で認知症疑いのある高齢者対応に苦慮している。現金取り扱いの厳格化も進んでいる。今後は、介護サービス事業者等の第三者による金銭管理を金融機関の協力のもと進めていく。金融機関が参画できる条件を整理するとともに、第三者が預金を引き出せるスキーム作りが課題。
- ・ターゲット層の絞り込みと事業の法的な位置付けの明確化が必要。

【豊田市福祉部福祉総合相談課 主任主査 安藤亨 氏】

- ・精神上の理由又は社会的障壁により意思決定及び金銭管理等に支援が必要な者で、親族の支援又は民間サービスによる支援を受けることが困難な者が対象。高齢者と障害者の2ケースを実践中。
- ・意思決定サポーター（フォロワー）は、月2回程度の訪問を通じて本人の意思決定を後押し（お金の使い道と一緒に検討し、預貯金の引き出しに同行することなどを含む）。当面は、市民後見人養成講座修了者を想定。
- ・日常的な金銭管理サービス事業者（生活基盤サービス事業者）は、市の指定を受けた介護保険サービス又は障害福祉サービス事業者。市が定める契約書及び重要事項説明書による契約。本人が行う金銭管理や各種支払いに対する見守り・助言や日常生活に必要な範囲の金銭の一時的預かり（預貯金口座の管理を含む）、福祉サービス利用料等の支払いと関連手続きを行う。
- ・課題としては、意思決定支援関係では、フォロワーの育成、専門的に支援できる人材の確保など。金銭管理関係では、他業種の参画、日常的な金銭管理（監督を含む）の範囲・方法の確立、本人が金融機関の窓口に行けない場合の対応と金融機関の理解など。

(2) 委員の主な意見

＜意思決定サポーターについて＞

- ・サービスのような枠を明確にし過ぎず、地域福祉的な取組として進める方がよい。
- ・本人のマイク・スピーカーとして共に行動できる存在であり、支援者とは異なる立ち位置を意識することが必要。ケアマネや相談支援専門員、医療関係者、地域の皆様も含めて理解を深めていただくことが必要。
- ・サポーターの部分も含めて担えるところは担っていきたい。
- ・公的機関の関与によって質の担保が図られ、信頼される市民による権利擁護活動につながることを期待される。
- ・意思決定支援を地域生活のレベルで捉えた点と社会的障壁も入れた点は、成年後見制度の補充性という観点からも画期的。

<日常的金銭管理サービス事業者について>

- ・費用負担も含めて介護保険サービスや障害福祉サービスのメニューに入れて進めることができるのではないか。
- ・在宅の方も含めて、介護保険サービス事業者や障害福祉サービス事業者に担ってほしい。本人を理解しており安心感がある。
- ・地域との共存共栄という付加価値をつけた金融機関の参画は重要であり、金融庁に協力してほしい。金融機関は認知症高齢者への対応に困っている実態があると思っており、金融機関がどのような取組をされているのか聞きたい。

<監督・支援団体について>

- ・サービス事業者が金銭管理を担い、意思決定支援の許容範囲と相反する場合、意思決定支援をバックアップする仕組みが見えてくればいい。
- ・社会福祉士はどのように関わるのか。
- ・監督・支援団体の法制化はきちっとしなければいけない。

<その他>

- ・日常生活自立支援事業（日自）との関係はどうなるのか。日自の課題を社協と市町村が検討するプロセスが必要。
 - （安藤氏）予算やニーズがあるからといって、社協の職員を潤沢に増やせる形ではない。そのため、福祉サービスを使われていない方や民間事業者が少ない中山間地においては日自に比重を置くことも考えられるのではないか。

3 テーマ①「地域連携ネットワークにおいて、民間企業等が権利擁護支援の一部に参画する取組」

委員の主な意見

- ・多様な主体の参画がまだ不十分。ピア・サポート、銀行子会社の活用を考えてはいかがか。